

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

「平成28年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

・老齢年金(※)には、所得税法により、「雑所得」として所得税および復興特別所得税がかかります。

なお、障害年金、遺族年金には税金はかかりません。

※老齢年金とは、老齢または退職を支給事由とする年金をいいます。

・所得税の課税対象となる方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

・所得税の課税対象となる方は、次の金額の老齢年金を受け取られた方です。

1. 65歳未満の方は108万円以上
 2. 65歳以上の方は158万円以上
- ・「扶養親族等申告書」を提出され

ない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。

○扶養親族等申告書の送付について

日本年金機構は、毎年、所得税の課税対象となる方に、「扶養親族等申告書(はがき形式)」をお送りしています。

平成28年分は、平成27年10月下旬より順次送付しています。

提出期限を過ぎて申告書を提出していた場合でも遡って源泉徴収税額を再度計算しますが、早めの提出をお願いします。

「扶養親族等申告書」を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷することができますので、必要事項を記入のうえ、封筒に入れて、提出してください。

○提出先

〒119-0220

東京都杉並区

高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 宛

※市役所ではお預かりできませんのでご注意ください。

国民年金保険料の詐取にご注意 ください

年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が発生しています。

怪しいと感じたら、現金を支払わずに、

「日本年金機構 本部」

03-5364-1100

「お客様の声受付担当」②を

押ししてください。

または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【被害にあった事例】

払わないと差し押さえると言われて保険料を詐取された事例

年金事務所の職員を名乗る男性が、お客様の自宅を訪問し「滞納している国民年金保険料を支払わないと差し押さえる」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所へ照会したところ、年金事務所の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚しました。

その他、市役所等の委託事業者をかたる者に保険料を詐取された事例等も確認されています。

だまされない！ 【いしがポイント】

・市役所職員や市役所が委託した会社が保険料の支払いをお願いすることはありません。年金保険料を集金するのは、年金事務所の職員か日本年金機構が業務委託した民間事業者だけです。

・日本年金機構が発行した写真つき身分証明書を確認してください。年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料の支払いをお願いするため、お客様の自宅を訪問する場合は、日本年金機構が発行した写真つき身分証明書を携行し、訪問の際に必ず提示しますので、身分証明書を確認してください。

・保険料の支払いには日本年金機構から送付した保険料納付書が必要です。日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料をお預かりする場合は、日本年金機構がお客様に送付した保険料納付書が必要です。お客様が保険料納付書をお持ちでない場合、業務を委託されている民間事業者も保険料をお預かりすることはできません。

・領収証書は必ず受け取ってください。お客様の自宅を訪問して国民年金保険料をお預かりする場合は、領収証を発行しますので、必ず受け取ってください。